

太田市放課後児童クラブ対策事業実施要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校及び義務教育学校前期課程に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブ対策事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校及び義務教育学校前期課程に就学している児童、その他健全育成上指導を要する児童(以下「放課後児童」という。)とする。

(運営)

第4条 放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)には、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者(以下「放課後児童支援員」という。)を置くこととする。

2 市は、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施することとする。

3 市は、実施に当たって、この事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等を行うように努めることとする。

4 市は、放課後児童の事業の利用に関する相談及び助言並びに利用促進に努めることとする。

5 市は、放課後児童支援員に対する研修等を推進し、適切な運営に努めることとする。

6 市は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得てこの事業の支援に当たることとする。

(活動内容)

第5条 クラブの活動は、次により行うものとする。

(1) 家庭及び学校との連携を図り、適切な遊びを与え、健全な心身の発達を図る。

(2) 好ましい学習習慣や生活態度を養う。

(3) その他生活指導等を行う。

(費用)

第6条 クラブを運営するために必要な経費の一部は、保護者の負担とする。

(委託)

第7条 事業は、市長が認める団体等に委託することができるものとする。

(受託申込等)

第8条 事業を受託しようとするクラブは、別に定める期日までに放課後児童クラブ対策事業

運営受託申込書(様式第1号)及び放課後児童クラブ対策事業計画書(様式第2号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定する。

3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後児童クラブ対策事業運営委託決定通知書(様式第3号)により、クラブに通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けたクラブは、通知を受けた日から1週間以内に放課後児童クラブ対策事業委託契約を締結するものとする。

5 第1項の規定による申込みの内容に変更が生じた場合は、放課後児童クラブ対策事業運営受託内容変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

6 受託を受けたクラブは、受託期間終了後速やかに放課後児童クラブ対策事業報告書(様式第5号)及び放課後児童クラブ対策事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(委託料)

第9条 国及び県の事業を委託する場合の1支援当たりの委託料の支払限度額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日府子本第474号)第4条に規定する交付額とし、各処遇改善事業の職員1人当たりの支払限度額及び対象者は別表第1に定めるとおりとする。この場合において、処遇改善事業について、その委託料の額が当該支払限度額を下回るときは、その差額を限度として、職員の賃金の引き上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に相当する費用の額をその委託料の額に加算するものとする。

2 市単独事業についての委託料は、別表第2に定めるとおりとする。

3 第1項に該当しない国及び県が実施する緊急的な事業を含め、市の予算措置が行われたものについては国及び県の基準に沿って支払うものとする。

4 前年度に事業を受託していた団体等が引き続き事業を実施する場合において、当該団体等の事業に係る前年度からの繰越金の額が別表の規定により算定される額の2倍を超える額であるときは、当該団体等に対する委託料は、前項の規定にかかわらず、国及び県の基準によってのみ算定するものとする。

(備える帳簿等)

第10条 クラブは、次に掲げる帳簿等を備えておくものとする。

(1) 児童名簿

(2) 出席簿

(3) 保育日誌

(4) 金銭出納帳

(指導、助言等)

第11条 市長は、事業を受託したクラブに対し、指導及び助言等を行うことができる。

2 委託を受けたクラブは、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市学童保育対策事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要 綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から、第3条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、改正後の太田市放課後児童クラブ対策事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行し、改正後の太田市放課後児童クラブ対策事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

項目	職員1人当たりの上限額	対象者
処遇改善	240,000円/年	全職員（運営に携わる法人の役員を除く。）
キャリアアップ処遇改善	①支援員Ⅰ 120,000円/年 ②支援員Ⅱ 240,000円/年 ③支援員Ⅲ 360,000円/年	①放課後児童支援員 ②経験年数がおおむね5年以上の放課後児童支援員で、県が実施する「放課後児童支援員資質向上研修」を受講した者 ③経験年数がおおむね10年以上の放課後児童支援員で、県が実施する「放課後児童支援員資質向上研修」を受講した事業所長的立場にある者（1支援単位につき、原則1名）（運営に携わる法人の役員を除く。）

別表第2(第9条関係)

項目	委託料
運営費	児童数10人以上のクラブ 児童割 児童1人 年額30,000円 (児童数は、市内に住所を有する児童の数とし、放課後児童クラブ対策事業運営受託申請書による。)
施設等賃借経費	1 駐車場料金補助負担率1/2 限度額月額30,000円 2 家賃補助負担率全額 限度額月額90,000円 3 プレハブ設置に係るリース料全額 限度額月額120,000円 ※ 施設等賃借経費は、クラブが現に事業の実施のために賃借している土地及び建物であって次の各号のいずれにも該当するものに係る当該年度の借地料及び借家料の額とする（ただし、3についてはこの限りでない）。 (1) 固定資産税が課されている土地及び建物であること。 (2) 土地及び建物の所有者が太田市又は次に掲げる者でないこと。 ア 法人役員及びクラブの運営者（以下「当該運営者」という。）又は当該運営者と民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族関係にある者 イ 当該運営者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ウ 当該運営者の使用人及び当該運営者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 エ イ又はウに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者 オ アからエまでに掲げる者が役員又は使用人となっている法人、その役員又はその法人の使用人

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名

印

年度放課後児童クラブ対策事業運営受託申請書

このことについて、次の書類を添えて年度放課後児童クラブ対策事業運営受託の申請をします。

- 1 放課後児童クラブ会則(規約)
- 2 放課後児童クラブ入所児童及び保護者名簿
- 3 年度放課後児童クラブ対策事業計画書(様式第2号)
- 4 年度収支予算書

様式第2号(第8条関係)

年度放課後児童クラブ対策事業計画書

1 事業計画

学習

遊び

製作

自然体験等

2 行事予定

月	日	行 事 名	月	日	行 事 名

3 開所日 平日・土曜日・日曜日・祝日・学校休業日

(年間開所予定日数 日)

(上記のうち長期休業日の開所予定日数 日(土日祝日は除く))

(上記のうち学校振替休日等の開所予定日数 日)

(上記のうち土曜日の開所予定日数 日)

(上記のうち日曜日・祝日の開所予定日数 日)

4 開所時間

平日 時 分から 時 分まで

長期休業日・振替休日等 時 分から 時 分まで

土曜日 時 分から 時 分まで

日曜日・祝日 時 分から 時 分まで

5 放課後児童支援員(補助員含む)

※新規雇用者又は初めて認定資格研修を修了した者は修了証の写しを添付すること

氏 名	住 所		生 年 月 日
資 格	経 歴		
☐ 放課後児童支援員			
給 与 月 額	手 当	そ の 他	勤 務 形 態
氏 名	住 所		生 年 月 日
資 格	経 歴		
☐ 放課後児童支援員			
給 料 月 額	手 当	そ の 他	勤 務 形 態
氏 名	住 所		生 年 月 日
資 格	経 歴		
☐ 放課後児童支援員			
給 与 月 額	手 当	そ の 他	勤 務 形 態
氏 名	住 所		生 年 月 日
資 格	経 歴		
☐ 放課後児童支援員			
給 与 月 額	手 当	そ の 他	勤 務 形 態

--	--	--	--

様式第3号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

太田市長 印

年度放課後児童クラブ対策事業運営委託決定通知書

年 月 日付けで受託申請のあった放課後児童クラブ対策事業を放課後児童クラブに委託することを決定したので通知します。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名

印

年度放課後児童クラブ対策事業運営受託内容変更届

このことについて、さきに提出した受託申請書の内容に変更がありましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 変更の内容

2 変更前

3 変更後

4 関係書類

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名

印

年度放課後児童クラブ対策事業報告書

年月日付けで委託契約を締結した標記の事業が終了したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 年度放課後児童クラブ対策事業報告書(様式第6号)

2 年度収支決算書

様式第6号(第8条関係)

年度放課後児童クラブ対策事業実績報告書

1 事業実績

学習

遊び

製作

自然体験等

月	日	行	事	名	月	日	行	事	名

3 開設日 平日・長期休業日・学校振替休日等・土曜日・日祝日

(年間開設実績日数 日)

(上記のうち長期休業日の開設実日数 日(土日祝日は除く))

(上記のうち学校振替休日等の開設実績日数 日)

(上記のうち土曜日の開設実績日数 日)

(上記のうち日曜日・祝日の開設実績日数 日)

4 開設時間

平日 時 分から 時 分まで

長期休業日・振替休日等 時 分から 時 分まで

土曜日	時	分から	時	分まで
日曜日・祝日	時	分から	時	分まで